

I 教育目標

人間尊重の精神を基調とし、小中一貫教育9年間で目指す豊かな人間性と創造性を備え、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる心身ともにたくましい人間像の実現を目指し、次の目標を設定する。

【9年間で目指す人間像】

知性にあふれ 正しく判断できる人
心豊かで 品格のある人
健康で 行動力のある人

【教育目標】

思いやりのある子ども	…	豊かな情操をそなえ、自他の人格を尊重し、助け合って生活できる子供を育成する。
進んでやりぬく子ども	…	強い意思をもち、目標に向かい責任をもって粘り強く成し遂げる子供を育成する。
じょうぶな子ども	…	すすんで運動に親しみ心身を鍛え、健康な体づくりに努力する子供を育成する。
よく考える子ども	…	学習や生活に主体的に取り組み、問題を発見し、よく考え解決しようとする子供を育成する。

II 学校経営の基本的な考え方

高度情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中で、学校教育には、子供たちに、未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に育成することが求められている。豊玉第二小学校で学ぶ子供たちが、健やかに育ち、素晴らしい日本を創造していくことが私たち教職員の使命であることを深く自覚し、この学校に関わるだれもが「豊二小でよかった」と思える学校づくりを目指す。

そのため、練馬区『「みどりの風吹くまちビジョン」戦略計画Ⅰ—計画4「子どもたち一人ひとりに質の高い教育を」』を受け、夢や目標をもち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成に努め、知・徳・体の調和のとれた教育を推進する。

また、新学習指導要領の理解を深め、平成32年度の本格実施に向けた移行措置の内容を確実に実施する。新学習指導要領に示されている、児童に育成すべき資質・能力の三つの柱「何を理解しているか・何ができるか」「理解していること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」を常に念頭に置き、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。さらに学校・地域の特色を生かし「社会に開かれた教育課程」の積極的な実践を通して、教育活動を充実させる。全教職員が情熱と使命感をもち、切磋琢磨しながら授業研究に取り組み、学びの質を向上させていく。

III 目指す学校像

「一人一人が輝き、響き合う学校」 これは、本校の目指す姿を表すキャッチフレーズである。

どの児童も、光る個性と無限の可能性をもっている。私たち教職員は、児童一人一人の可能性を信じ、寄り添い、励まし、心のこもった丁寧な指導をすることで、児童のもてる力を最大限に伸ばし輝かせることができる。このような日々の指導の積み重ねは、児童一人一人に自信と自己肯定感を育み、将来自立し、豊かで幸せな人生を歩むための素地をつくる。また、学校は、児童が共に学び合い、互いに思いやり、助け合いながら成長するところである。個の力を伸ばすとともに、児童同士のかかわりの中で互いに心を通わせ、響き合い、高め合う集団づくりを目指していく。

そのため、教職員一人一人は、それぞれの専門性を磨くとともに、互いに心の扉を開き合い、個々の強みを発揮しながら協働して組織的に教育活動を展開することが大切である。

また、保護者・地域の方にとって、児童は「宝」である。伝統ある本校は、家庭、地域から寄せられる期待も大きい。私たちは、保護者、地域との信頼関係を深めながら、共に児童の成長を見守り、喜び合う関係を構築していかなければならない。

児童、保護者、地域、教職員の一人一人が輝き、共に響き合いながら調和のあるハーモニーを奏で、「チーム豊二」として、学校力を高めていきたいと考える。

上記を踏まえ、目指す学校像を、児童、保護者、地域、教職員のそれぞれの姿として下記のように表す。

○ 児童が満足する学校	… 自分の成長が実感でき、集団の中で自己有用感がもてる。 自主的・自治的に自分たちで学校生活をつくる。
○ 保護者が安心する学校	… 学校の教育活動が見え、子供の成長を実感できる。 学校と保護者の相互理解・協力が十分に図られている。
○ 地域が誇りに思う学校	… これまでの歴史、伝統を大切にし、更に進化しようとする。 学校・地域が連携・協働して教育を推進する。
○ 教職員がやりがいをもつ学校	… 一人一人が職責を自覚し、力を発揮する。 組織的に教育活動を進め、自分の貢献の成果を実感できる。

IV 中期目標

(1) 児童が満足する

- ①「わかる」「できる」を実感させる教育活動による確かな学力・生活力の獲得
 - ・ねらいが明確な授業と適切な評価により、児童に確かな学力・生活力を獲得させる。
 - ・「最後はできるようにしてほめて終わる。」教育を徹底する。
 - ・まなびフェストにより、目標と自己評価の視点の明確化を図る。
 - ・第2土曜の午後を学力補充の時間として有効活用する。
- ②児童自らが学ぶ力を育む学習の定着
 - ・児童が見通しをもって学ぶ授業を実施する。
 - ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、講師を招聘し授業改善を図る。
- ③児童自らが学校づくりに参画する「チーム豊二の一員」という意識の醸成
 - ・みんなでよりよい生活を築く規範意識を醸成する。
 - ・課題を自ら解決しようとする態度を育成する。
(「いじめ」をしない、させない学校づくり)
- ④共に高まり合う、特別支援教育の充実
 - ・児童一人一人の個の力を高め、集団の中で発揮させる。
 - ・特別支援教室の効果的な運用を図る。

(2) 保護者が安心する

- ①教育活動の可視化を図る情報発信
 - ・HP、たより、マスコミ等による情報の発信により、「みえる教育活動」を行う。
- ②共に児童の成長にかかわる協働
 - ・保護者会、個人面談の他、日常的に保護者との連携を図る。
- ③適正な学校評価とそのフィードバックによる質の向上
 - ・保護者・地域からの情報、アンケート、評価を生かした PDCA サイクルを確立し、質の高い学校教育を展開する。
- ④高い危機管理意識と迅速な対応
 - ・安全、安心な教育環境を確保する。
 - ・児童や環境の変化に敏感になり、適切な対応を組織的に図る。
 - ・児童の安全が確保できない状況には即時対応する。

(3) 地域が誇りに思う

①「地域で子供を育てる」の実践の場としての小中一貫教育の推進

- ・小中一貫プログラムの実施により、具体的な実践を進める。
- ・義務教育9年間で意識した教育活動を実施する。

②学校で身に付けた力を地域で発揮させる地域参加

- ・挨拶，ボランティア活動をはじめ、学校教育で身に付けた力を地域で発揮させる。
- ・地域行事に積極的に参加・参画する。

(4) 教職員がやりがいをもつ

①教育公務員としての使命感の自覚

- ・教育公務員として、自己研鑽に努める。
- ・体罰，服務事故「0」のため、服務の厳正を図る。

②学校での「生きがい」と学校への「行きがい」をもてる学校運営力・組織貢献力の醸成

- ・適切な目標設定と評価を行う。
- ・組織人として学校経営に積極的に参画する。
- ・互いを尊重し合い、資質を高め合う。

③教職員が生き生きと働くことのできる職場環境づくり

- ・校務の質的改善を行い、教職員が心身共に健康で、より質の高い教育を行えるようにする。

V 平成30年度の達成目標と具体的方策

1 教育活動の充実について

(1) 人権尊重の精神及び豊かな人間性を育てる教育の推進について

①「特別の教科 道徳」の充実

自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むため、道徳教育の全体計画、「特別の教科 道徳」の年間指導計画に基づき、年間35回の道徳科の授業を充実させる。「考え、議論する道徳」として、自己のよりよい生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育む。また、児童が成長を実感でき、意欲を向上させるための記述式評価の工夫に努める。

②道徳授業地区公開講座の実施

道徳授業地区公開講座における「生命尊重」を主題とした授業を実施し、家庭・地域とのより一層の連携を図る。

③ノーチャイムによる学校生活

自立心、自律性を育み、主体的に考えて行動できる児童を育成するため、伝統であるノーチャイム、3分前行動を基本とした規律正しい学校生活の充実を図る。

④一貫した生活指導

- ・「あかるく いつもの さわやかに つづけよう」を年間の重点目標とし、6月及び11月に第5・6学年が毎朝校門に立ち、あいさつ運動を実施し、自らすすんで挨拶ができるようにする。
- ・中学校と連携し、小中一貫した生活指導を展開する。規律ある集団の中で安心して学校生活を送ることができるようにする。
- ・「正しいあいさつ 正しい言葉遣い」を全校一致の体制で指導し、時と場に応じた立ち居振る舞いができるようにする。
- ・「授業中の約束」を徹底し、授業規律の徹底を図る。

授業中の約束（第1学年から第3学年）

- ・ じかんになったらせきにすわり、はじめとおわりにあいさつをします。
- ・ せんせいやともだちのはなしは、くちをとじてしっかりききます。
- ・ いすにきちんとすわり、なまえをよばれたら「はい」とへんじをし、たってこたえます。

- ・ ていねいなことばをつかいます。(「～です。」「～ます。」「〇〇さん」)
- ・ つぎのがくしゅうのじゅんびをします。
(ていしゅつぶつをしっかりとします。わすれものをしてらせいにたえます。)

授業中の約束 (第4学年から第6学年)

- ・ 授業開始時刻を守り、学習の始めと終わりにあいさつをします。
- ・ 正しい姿勢で着席し、授業に集中します。
- ・ 指名されたら、「はい」と返事をし、立って答えます。
- ・ 学習時はていねいな言葉づかいで話をします。(「～です。」「～ます。」)
- ・ 授業前に学習の準備を整えます。

⑤ 児童個人面談の実施

児童理解を深めるために、年2回の担任、副担任との児童個人面談を実施するとともに、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携を強化し、組織的な生活指導体制及び相談機能の充実を図る。
(第5学年はスクールカウンセラーによる全員面接の実施) いじめ、不登校、問題行動、虐待などの未然防止及び早期発見、早期対応に努める。

⑥ 健全育成及び命を大切にす教育の推進

教職員全員が共通の意識をもって児童の指導を行うようにするとともに、連絡のない欠席や3日以上欠席した児童について、電話連絡及び家庭訪問等で児童の状況を確認し、家庭との連携を図る。

⑦ 異年齢集団活動の実施

縦割り班を編成し、第6学年をリーダーとして縦割り班遊びを実施し、豊かな心を育む。

⑧ 栽培活動の実施

花や野菜の栽培活動などの体験的な学習を通じて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や生命に対する畏敬の念を育む。

⑨ 伝統文化や他国の文化の理解

和太鼓演奏活動、和楽器演奏の鑑賞を通して、我が国の伝統芸能に触れるとともに、豊かな感性や情操を養う。また、外国人との交流活動を通じて、広い視野をもって課題を解決しようとする態度及び異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てる。

⑩ ボランティア活動の実施

クリーン運動を実施し、学校内清掃活動を通し、ボランティア精神を育む。

⑪ 特別支援学級との交流

月2回の交流活動及び縦割り班活動、各学年における共同学習を通じて、障害についての理解を深め、身近な人々と協力して助け合う態度を身に付けさせる。

(2) 確かな学力及び主体的に学習に取り組む態度を身に付けさせる教育の推進について

① 指導計画に基づく意図的・計画的な授業の実施

- ・ 全学年、標準時数を十分に上回る授業時数を確保する。
- ・ 各教科等の基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるため、指導計画に基づき、重点事項を押さえて指導する。
- ・ 学校公開は各学期に設定するとともに、授業の様子は常時公開する。
- ・ 6月から2月までの第2土曜日、年間8回を授業公開日として授業を実施し、翌週月曜日は振替休業日とせず、通常通り授業を実施する。

② 目標の明確化

- ・ 「とよにまなびフェスト」を策定し、学校で指導する内容と家庭で身に付けるべき内容を区別化するとともに互いの役割を明確にすることで、規範意識の向上および道徳的価値を意識した生活の改善を図る。

③指導体制

- ・第3学年から第6学年までの算数科において、担任、少人数加配教員による少人数指導・習熟度別指導を実施し、一人一人の習熟の程度や学習スタイルに応じた指導を行い、学習内容の定着を図る。
- ・第1学年から第6学年まで、音楽、図工は教科担任が専門性を生かして指導を行う。第1・2学年については担任も指導に加わりティーム・ティーチングで指導する。
- ・第5学年及び第6学年の外国語活動は、年間50時間実施する。ALTが担任とティーム・ティーチングで指導し、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。また、第3学年・4学年は、年間15時間、外国語活動を実施する。

④基礎学習・読書タイム・日常生活の時間

- ・週2回朝の15分間、漢字、計算など、すべての学習の基礎・基本となる学習や日常生活の確実な定着を図る。
- ・週1回15分の読書タイムを設定し、本を読む楽しさを味わわせ、望ましい読書習慣の形成に努める。

⑤読書活動

学習・情報センターとしての機能と、読書センターとしての機能を発揮するため、学校図書館担当教員及び学校図書支援員・保護者ボランティアが協力して学校図書館の充実を図るとともに、子供たちに読み聞かせを行う。(まなびフェストの読書時間のカッティングポイント2000分とする)

⑥国及び東京都学力調査

国の学力調査(第6学年)及び東京都学力調査(第5学年)の調査結果を分析し、思考力、判断、表現力の向上などの課題解決に向け、児童の実態に合った授業改善推進プランを作成し、指導の充実を図り、確かな学力の向上を図る。

⑦評価の活用

きめ細かな評価を個人面談を通してフィードバックし、学習内容の確実な定着を図る。

⑧学力補充の時間の確保

授業日になっている第2土曜の午後に児童からの質問や学力補充を行うための時間を確保する。また、音楽や図工等の実技を伴う教科等においては、夏季休業を活用し、補充教室の設定を行う。

⑨教員の研修

児童の成長に最も大切な環境が教員であることを自覚し、研修に努める。今年度は、国語科を中軸にした校内研究を通して、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。また、授業観察やOJTの意図的・計画的な実施や校内研究における研究協議会の活性化により、全教員の授業力の向上を図る。

⑩家庭学習の推進

各教科において学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、学習意欲の向上を家庭と連携を図りながら、各学年×20分をめやすとして学習習慣の確立に努める。

(3)健康の保持増進及び体力の向上を図る教育の推進について

①体育学習

魅力ある教材を準備し、運動量を確保して、力いっぱい運動することの楽しさや心地よさを味わわせる。

②体育朝会

月1回体育朝会を実施し、運動する楽しさや喜びを味わわせ、運動の日常化を図る。

③元気アップ週間

月1回1週間をパワーアップ週間に設定し、中休みの5分間は全員校庭で持久走や短縄に取り組み、体力の向上を図る。

④体力テスト

6月に全学年で体力テストを実施し、その結果を夏季休業中までに分析して、2学期の体育学習や体育的活動の内容や指導方法に反映させる。

⑤保護者向けリーフレットの活用

保護者向け「健康の増進，体力の向上リーフレット」を活用し、家庭と連携して「調和のとれた食事」「適切な運動」「十分な休養・睡眠」といった基本的生活習慣の確立に努める。

⑥体力向上月間

1月及び2月を体力向上月間とし、休み時間に自主的に短縄跳びに取り組み、体力の向上に努める。

⑦食育・健康教育

- ・4月から6月の定期健康診断や日常の給食指導の充実を図るとともに、養護教諭及び学校栄養補助員の専門性を生かして、各学年1回、健康や食に関する指導に取り組む。
- ・第1学年及び第2学年については、特に栄養や食事に関するマナーなどのきまりについて徹底した指導を行う。

⑧オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・オリンピック・パラリンピックに関わる専門、または、オリンピック/パラリンピアンを招聘し、スポーツの体験または、講演を聞く学習活動を取り入れ、オリンピックやパラリンピックに係る知識・理解を深める。

(4) 特別支援教育の充実について

①組織的な対応

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とし、校内委員会を月1回開催し、学校生活支援員を効果的に活用して組織的・継続的な指導の充実を図る。特別支援教育研修会を開催し、教員の専門性の向上を図る。
- ・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員は児童へのカウンセリングをはじめ、教員や保護者の皆様への助言を行う。
- ・特別支援教室「さくら教室」の巡回指導教員及び巡回臨床心理士と連携し、効果的な運用を図る。

②関係諸機関、保護者との連携

- ・教育委員会特別支援教育担当、学校教育支援センター等、関係諸機関と迅速に連絡・相談できる体制をつくり、連携を深め、特別支援教育の充実を図る。
- ・必要に応じて、保護者に専門機関や特別支援学級等の情報を提供する。

(5) 小中一貫教育の推進について

①児童・生徒の交流

- ・第6学年を対象として、中学校生徒会による学校説明会を実施し、進学にあたり不安を取り除く。
- ・第5学年及び第6学年の希望者を対象として、夏季休業中に中学校で部活を体験したり、直接話をきいたりすることで部活の意義や楽しさを理解させ、進学への期待感をもたせる。
- ・第6学年の児童が中学校の合唱コンクールに参加するとともに文化発表会の練習の様子を見学し、進学への期待感をもたせる。
- ・本校および豊玉東小学校、豊玉第二中学校の児童会・生徒会の役員で、特別活動を通して自分たちの力で学校生活をよりよくする取り組みを行う。

②カリキュラムの接続

- ・豊玉第二中学校の小中連携教室を活用して小中一貫教育プログラムを実施する。第5・6学年に中学校の教員と小学校の教員がティーム・ティーチングによる授業を行う。
- ・3校合同で、指導の在り方について研究を深める。発表の仕方、話し合いの仕方、記録、要、説明、論述等の言語活動及び各教科等の特質に応じた言語活動の指導法の工夫により、思考力、判断力、表

現力の育成に努める。

③教員の連携

- ・学習規律や生活のきまりなど、小中一貫した生活指導を展開する。
- ・小中合同研修会を開催し、問題解決的な指導方法について共通理解を図り、各教科等の指導内容、指導方法について相互理解を深める。

2 施設、予算、安全、教員の働き方等に関すること

(1) 施設の環境整備について

①教育環境

教職員と児童が共に清掃活動に取り組み、掃除や手入れが行き届いた校内外の環境を維持する。また、用務主事が中心となり、1週間の作業内容、工程表をもとに計画的にトイレ、壁、床、校舎周りの清掃、照明用具の取替え、施設・設備の点検及び修繕を実施して教育環境を整える。さらに、学校の施設、設備（遊具、備品、薬品、ガラス等）の安全点検を全教職員で毎月細部にわたり点検し、安全管理を徹底する。

②学校予算等

- ・厳しい財政状況を踏まえ、最小の予算で最大の効果を上げるため、重点的な配分と計画的な執行、節約を行う。
- ・省エネ（3重点：電気、紙、水）、省資源（3R：リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle))を推進し、児童の教育環境を確保した上で徹底した節電に取り組む。

(2) 安全確保について

①避難訓練

毎月、地震、火災、非常災害等を想定した避難訓練を実施する。また、9月の学校公開時に区一斉の非常災害時を想定した訓練を実施する。

②大地震等の非常災害時対応

教育活動中に震度5弱以上の地震や大規模停電等の非常災害が発生した場合、保護者の皆様が引取りに来るまで、児童を学校にて保護する。連絡は、学校連絡メール、学級連絡網、地区班連絡網にて行い、連絡内容を学校ホームページに掲載し、災害伝言ダイヤルにも伝言を残すこととする。

③安全指導、不審者対応

- ・「地域安全マップづくり」「セーフティ教室」「情報モラル講習会」「薬物乱用防止教室」を実施し、自ら命と安全を守るために必要な危険予見・危機回避能力の育成を図る。
- ・不審者進入訓練を実施し、教職員の不審者対応能力を高め、さすまた、ネットランチャー等を緊急時に適切に使用できるようにする。

④情報モラルの徹底

- ・インターネットや携帯電話等に関する基本的な知識の習得や理解の促進を図るため、NPOや企業の協力を仰ぎながら、5月に学校の実態に即した独自の情報モラル講習会を実施する。また、豊二小SNSルールに基づいた指導を行う。

(3) 教員の「働き方」の改善に向けた取り組みについて

- ・教職員が地域の行事等に参加しやすい勤務体系を確保する。
- ・校務支援組織を中心に校務改善を推進する。業務の効率化を軸に、整理整頓、会議の質の向上、事務室との連携を図る。
- ・月1回以上の定時退勤推奨日を設ける。

VI いじめ・体罰への組織的な対応について

1 いじめへの対応

「豊玉第二小学校いじめ防止基本方針」に従い、全教職員の共通理解のもと適切かつ迅速な対応を行う。

未然防止、早期発見に努め、いじめ発見時には、いじめ問題対応委員会を中心に組織で解決を図る。

(1) 未然防止

- ①「学校いじめ対策推進教員」を中心に、年間3回の校内研修を開催し、児童の小さな変化にも気付く教師の感性と人権感覚を高める。
- ②何でも気軽に相談し、話し合える職場の雰囲気醸成し、教職員が密に情報交換しながら、学校全体で児童理解に努める。
- ③人権教育や道徳教育を充実させ、児童の自己肯定感を高め、自他を大切にする心を育む。また、代表委員会や豊玉第二中学校区三校の生徒会・児童会によるいじめをなくすための主体的な活動を推進する。

(2) 早期発見

- ①日常の児童の様子に目を配り、担任以外の教員やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等と連携し、情報交換を行う。
- ②定期的に実態把握を行う。
 - ・6月・11月に児童相談週間を実施し、担任等と児童が一对一で面談を行う。
 - ・毎週金曜日に生活指導連絡会を実施して情報交換を行い、共通理解を図る。
 - ・月に一度、校内委員会を開き、情報交換と問題への対応を検討する。
 - ・第5学年児童にスクールカウンセラーが全員面接を行い、教職員へ情報の伝達や助言を行う。
 - ・毎月末に児童へ学校生活に関するアンケートを実施、6・11・2月のふれあい月間には、いじめアンケート調査を行う。
- ③保護者と日頃から丁寧に連絡をとりながら信頼関係を築いておく。

(3) いじめ発見時の緊急対応

- ①いじめの事実確認について、迅速かつ正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、管理職の指示のもと、教職員間の連携と情報共有を随時行う。
 - ・被害児童と保護者
 - ・加害児童と保護者
 - ・周囲の児童等への対応

(4) いじめが起きた場合の対応

- ①「いじめ問題対応委員会」を招集し、調査班を編成して正確な事実把握を行う。いじめの情報を得たその日のうちに、学校の方針と指導体制を決定する。
- ②指導方針を決定し、教職員の役割分担を明確にして全教職員の共通理解を図る。また、教育委員会と関係諸機関との連携を図る。
- ③対応班を編成して、双方の児童・保護者への対応を行う。保護者には、具体的な対策を説明するとともに、協力を求める。いじめられた児童は、徹底して守る。
- ④対応班によるいじめ解消の指導を行う。また、スクールカウンセラーを活用し、児童の心のケアにあたらせる。
- ⑤見守る体制を整備し、継続指導と経過観察をする。

2 体罰への対応

大切な児童を傷つる体罰は、絶対にあってはならないことである。教師として児童との信頼関係を構築し、人権感覚と指導力を向上させ、組織として未然防止に取り組む。

(1) 教職員の体罰に対する認識を徹底する

- ①体罰は決して許されない行為であることを徹底する。
- ②教職員の研修の充実を図り、教職員一人一人の人権意識を高める。

(2) 児童理解や指導力の向上に努め、児童との信頼関係を築く

- ①生活指導について全教職員の共通理解のもとで組織的に取り組む。
- ②問題行動に対する事例研究を行い、教職員の対応力を向上させる。

(3) 体罰を防止できる体制の構築

- ①担任だけでなく多くの教職員が指導にかかわり、多面的な視点で児童理解を図る。児童の問題行動に対しては、複数の教職員での対応を徹底する。
- ②一部の教職員が抱え込むことのないよう職場全体で気を付け、互いに指導上の悩み等を相談しやすい職場の雰囲気醸成に努める。また、体罰と疑われる時には、すぐに気付いた教職員が注意し、管理職へ

報告、相談する。

③児童や保護者が相談しやすい環境づくりなど、教育相談体制の充実に努める。

(4) 体罰や不適切な指導が生じた場合の対応

あつてはならないことであるが、仮に生じた場合には、誠意をもって迅速・適切に対応する。

①応急措置

児童のけがの有無の確認と必要に応じて養護教諭等による応急措置、病院等の受診、被害児童のケア

②報告。事実確認

- ・当該教職員は、学年主任、生活指導主任、管理職へ報告する。その後、管理職の指示や了解を得て、被害児童へ報告する。
- ・管理職は、当該教職員と関係者から事情を聴取し、事実と経過を整理する。教育委員会へ報告し、指示を仰ぐ。必要に応じてPTA 会長へ連絡する。また、学校評議員へ報告をする。

③謝罪

- ・当該教職員と管理職は、被害児童本人と保護者へ謝罪する。

④再発防止

- ・当該教職員への指導及び全教職員へ報告・指導する。研修等も実施して、教職員全体の体罰に関する意識改革を行う。
- ・体罰事故の起きた原因を検証し、再発防止に向けた具体策を立てる。
- ・生活指導部を中心に生活指導體制の再確認を行う。
- ・PTA 等へ報告し、再発防止のための具体策と生活指導方針を説明する。
- ・保護者・地域と連携を強化し、体罰を容認しない学校づくりを協働して行う。

Ⅶ おわりに

私たちは、教育公務員として法令を遵守し、全体の奉仕者としての使命を深く自覚し、その職務を遂行しなければならない。サービス事故など絶対にあつてはならない。豊玉第二小学校の職員として、自らの襟を正し、人間関係は温かくサービスは厳しく、教職員一人一人が十分にもてる力を発揮できる学校、あたりまえのことをあたりまえに行う学校にする。そして、子供たちに最高の6年間を保証するために、私たちの自律性を高め、互いに磨き合い同僚性を培い、地についた豊かな学校文化を創造したいと強く願う。